

行政不服審査法等の施行に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成28年 3月24日

広島県公安委員会

委員長 西 川 正 洋

## 広島県公安委員会規則第7号

### 行政不服審査法等の施行に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

(広島県公安委員会の公用文に関する規則の一部改正)

第1条 広島県公安委員会の公用文に関する規則(平成21年広島県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第5の1中「, 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により」を削り, 「60日」を「3か月」に, 「異議申立て」を「審査請求」に, 「決定」を「裁決」に改め, 同第5の1の説明事項5中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」に, 「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(広島県公安委員会決裁規則の一部改正)

第2条 広島県公安委員会決裁規則(平成22年広島県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第11号中「異議申立てに対する決定及び」を削る。

(特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第3条 特例施設占有者の指定等に関する規則(平成19年広島県公安委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中

- 「
- 1 この処分不服があるときは, 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により, この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に, 広島県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。
  - 2 この処分については, この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に, 広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし, 上記1の異議申立てをした場合には, 当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に, 処分の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。)
- 」

「 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県公安委員会に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県公安委員会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県公安委員会となります。）。

改める。

別記様式第5号中

「 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、行政手続法（平成5年法律第88号）第27条第2項ただし書の規定により異議申立てをすることができる場合に限ります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

「 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県公安委員会に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県公安委員会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県公安委員会となります。）。

改める。

別記様式第7号及び別記様式第8号中

- 「1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。」

「この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県公安委員会に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県公安委員会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県公安委員会となります。）。」

改める。

（公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則（平成18年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「ころ」を「頃」に改め、「、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により」を削り、「60日」を「3か月」に、「この処分を行った警察官の所属の警察署長（警察本部に所属する警察官が行った処分については広島県警察本部長）」を「広島県公安委員会」に改め、「知った日（」の次に「広島県公安委員会に対して」を、「対する」の次に「広島県公安委員会の」を加える。

別記様式第2号（裏）中「、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により」を削り、「60日」を「3か月」に、「この処分を行った警察官の所属の警察署長（警察本部に所属する警察官が行った処分については広島県警察本部長）」を「広島県公安委員会」に改め、「知った日（」の次に「広島県公安委員会に対して」を、「対する」の次に「広島県公安委員会の」を加える。

（広島県暴力団排除条例施行規則の一部改正）

第5条 広島県暴力団排除条例施行規則（平成23年広島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第13号（裏）中「、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により」を削り、「60日」を「3か月」に改める。

(広島県道路交通法施行細則の一部改正)

第6条 広島県道路交通法施行細則(昭和35年広島県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記様式第6号の2の2, 別記様式第6号の11及び別記様式第7号の8中「, 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により」を削り, 「60日」を「3か月」に, 「異議申立て」を「審査請求」に, 「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第7号の9中「, 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により」を削り, 「60日」を「3か月」に, 「異議申立て」を「審査請求」に改め, 「(ただし, 行政手続法(平成5年法律第88号)第27条第2項ただし書の規定により行政不服審査法による不服申立てをすることができる場合に限ります。)」を削り, 「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第7号の15及び別記様式第7号の19中「, 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により」を削り, 「60日」を「3か月」に, 「異議申立て」を「審査請求」に, 「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第7号の22中「, 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により」を削り, 「60日」を「3か月」に, 「異議申立て」を「審査請求」に改め, 「(ただし, 行政手続法(平成5年法律第88号)第27条第2項ただし書の規定により行政不服審査法による不服申立てをすることができる場合に限ります。)」を削り, 「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第14号及び別記様式第18号中

「 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます(訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。)

(行政手続法(平成5年法律第88号)第27条第2項ただし書の規定により行政不服審査法による異議申立てをすることができるときは、次のように記載すること。)

この処分に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があつたことを知つた日(広島県公安委員会に対して上記異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県公安委員会の決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。)

を

「 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知

つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があつたことを知つた日（広島県公安委員会に対して上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県公安委員会の裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

に改める。

（集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例施行規則の一部改正）

第7条 集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例施行規則（昭和36年広島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号から別記様式第4号までの様式中「、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により」を削り、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第8条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則（平成5年広島県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により」を削り、「60日」を「3か月」に改める。

（広島県不当な街宣行為等の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第9条 広島県不当な街宣行為等の規制に関する条例施行規則（平成17年広島県公安委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号のその2中「、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により」を削り、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この公安委員会規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第1条に規定する政令で定める日（平成28年4月1日）から施行する。

（広島県公安委員会決裁規則に関する経過措置）

2 公安委員会の処分についての異議申立てであつて、この公安委員会規則の施行前にされた公安委員会の処分又はこの公安委員会規則の施行前にされた申請に係る公安委員会の不作為に係る決裁については、第2条の規定による改正後の広島県公安委員会決裁規則第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。